

介護現場におけるハラスメント対策の取組みに対する費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、複数名による訪問看護等を行う体制を確保することが困難な事業所に対して、1人で訪問看護等を行う訪問者の安全を確保するための費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 訪問看護等 次に掲げるものをいう。

ア 指定居宅サービスに該当する訪問看護

イ 指定居宅サービスに該当する訪問介護

ウ 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

エ 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護(居宅において行われるものに限る。)

オ 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスのうち法第8条第23項第1号に規定するもの(居宅において行われるものに限る。)

(2) 事業所 訪問看護等を行う事業所をいう。

(3) 訪問者 次に掲げる者をいう。

ア 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する訪問介護員等

イ 指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する看護師等

ウ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者(同項第1号に掲げる者を除く。)

エ 指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者(同項に規定する訪問サービスの提供に当たる者に限る。)

オ 指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者(同項に規定する訪問サービスの提供に当たる者に限る。)

(4) 利用者 訪問看護等を利用する者（明石市が行う介護保険の被保険者に限る。）をいう。

(5) 利用者等 次に掲げる者をいう。

ア 利用者

イ 利用者の家族

ウ 利用者と同居する者(イに掲げる者を除く。)

(補助対象事業者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に事業所を設置していること。

(2) 前号の事業所に勤務する訪問者が1人で訪問看護等を行っており、かつ、その者が当該訪問看護等に係る訪問先において利用者等によるハラスメントを受けていること。

(3) 第1号の事業所に勤務する訪問者の人数その他の当該事業所の人員体制を勘案し、市長が前号の訪問看護等を2人以上で行うことが困難であると認めること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が利用者等によるハラスメントへの対策として行う次に掲げる事業とする。

(1) 警備保障会社によるセキュリティシステムを導入するために必要な機器（申請日の属する年度内に納品されたものに限る。）を購入する事業

(2) 次に掲げる機器（申請日の属する年度内に納品されたものに限り、前号に掲げる機器を除く。）を購入する事業

ア 位置検索機能・緊急呼び出し機能付き防犯ブザー

イ 防犯ボタン付き携帯電話

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費（消費税を除く。）とする。ただし、申請日の属する年度内に支払った経費に限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額又は21,500円のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に市長が別に定める申請書に所要額調書・事業実施計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 同一の補助対象事業者が行う交付申請は、1年度につき1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を市長が別に定める通知書により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市長が別に定める承認申請書に所要額調書・事業実施計画書（変更後）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査の上、承認することが適当であると認めたときは、その旨を市長が別に定める変更通知書により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、市長が別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、交付決定に係る補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業が完了した日の翌日から起算して2週間以内の実績報告書に精算額調書・事業実施報告書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の決定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市長が別に定める補助金額確定通知書により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに市長が別に定める請求書を提出しなければならない。

2 前項の規定による請求があったときは、市長は、速やかに補助金を当該交付決定者に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、市長が別に定める補助金交付取消通知書により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る補助金がすでに交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和6年4月1日以降に行われた補助対象事業に係る補助金の交付について適用する。